

### Ⅲ 引越運賃料金適用方

この運賃料金は引越荷物を運送する場合に適用します。ただし、事業所等の移転又は定型の容器を用いて定額で行う運送であって、引越約款によらない旨をあらかじめ告知した場合には適用しません。

#### (運賃料金の適用)

1. この運賃及び料金は、実車キロ（荷物を積んで運送する距離をいいます。以下同じ）が、100キロメートル以内は時間制運賃を適用し、100キロメートルを超える場合は距離制運賃を適用します。

#### (運賃料金計算の基本)

2. 時間制運賃は、使用車両及び基礎作業時間（車両が荷主の指定した場所に到着したときからその作業が終了して車庫に帰るまでの時間をいいます。）の別（8時間制又は4時間制の別）ごとに計算します。

この場合、4時間制運賃は、基礎作業時間が午前から午後にまたがらない場合であって、かつ、4時間以内のときにのみ適用します。

また、8時間制運賃は、上記以外の場合（基礎作業時間が午前から午後にまたがる場合又は4時間を超える場合）適用しますが、基礎作業時間が8時間を超える場合は、超過時間に応じて所定の時間加算額を加えて計算します。

3. 距離制運賃の運送距離の計算は、1車、1回の運送ごとの実車キロ程によるものとし、経路が二途以上あるときは、その最短となる経路のキロ程により計算します。

ただし、荷送人が経路を指定したときは、その指定した経路のキロ程によります。

#### (運賃計算の方法)

4. (1) 運賃は使用車両の最大積載量（標記トン数といいます。以下同じ）及び時間又は運送距離によって、運賃率表に掲げてある金額（基準運賃といいます。以下同じ）の上下それぞれ10%の範囲内で計算します。  
(2) 割増率が適用される場合は、基準運賃にそれぞれの率を乗じた金額を基準運賃に加算した上で、上下それぞれ10%の範囲内で計算します。  
(3) 2種以上の割増率が重複する場合には、それぞれの率をあらかじめ加算した上で計算します。

#### (は数の処理)

5. 運賃又は料金を計算する場合において生じた1円未満のは数は、1円単位に四捨五入します。

#### (冬期割増)

6. 運送区間中に冬期割増適用地域に該当する部分がある場合は、次の式により算出した金額を加算します。

冬期割増区間の運送時間又は距離に対応する基準運賃×0.2

地 域	期 間	割増率
北 海 道	自 1 1 月 1 6 日 至 4 月 1 5 日	2 割
青森県・秋田県・山形県・新潟県・長野県・富山県・石川県・福井県・鳥取県・島根県の全県	自 1 2 月 1 日 至 3 月 3 1 日	2 割
岩手県のうち、北上市・久慈市・遠野市・二戸市・九戸郡・二戸郡・上閉伊郡・下閉伊郡・岩手郡・和賀郡 福島県のうち、会津若松市・喜多方市・南会津郡・北会津郡・耶麻郡・大沼郡・河沼郡 岐阜県のうち、高山市・大野郡・吉城郡・益田郡・郡上郡		

**(休日割増)**

7. 日曜祝祭日及びそれにまたがる運送については、次の式により算出した金額を加算します。

日曜祝祭日に運送した運送時間又は距離に対応する基準運賃×0.2

日曜祝祭日に運送した時間又は距離に限る	2 割
---------------------	-----

**(深夜・早朝割増)**

8. 深夜・早朝割増の適用時間（午後10時から午前5時まで）におこなわれる運送については、次の式により算出した金額を加算します。

深夜・早朝割増適用時間に運送した運送時間又は距離に対応する基準運賃×0.3

午後10時から午前5時までに運送した時間又は距離に限る	3 割
-----------------------------	-----

**(荷役に係る料金)**

9-1. 荷役作業（積込み、取卸し、搬出及び搬入作業）、荷造り作業、開梱作業に係る費用(運転手作業員料を除く。)は、以下に定める料金を収受します。

(1) 荷役作業員料

	上 限	下 限
作業員1人 1時間までごとに	50,000 円	5,000 円

(2) 荷造作業員料

	上 限	下 限
作業員1人 1時間までごとに	15,000 円	2,000 円

(3) 開梱作業員料

	上限	下限
作業員1人 1時間までごとに	15,000 円	2,000 円

(車両留置料)

9-2. 実車キロが100キロメートルを超える運送であって車両が引越荷物の発地又は着地に到着後、荷主の都合によって、留置された時間（荷物の積込、又は取卸しの時間を含みます。）が下記の所定時間を超えた場合は、車両留置料を収受します。

車種別	6トン車まで	6トンを超え12トン車まで
発地又は着地ごとに	120分	150分

車両留置料

車種別 時間	1トン 車まで	2トン 車まで	3トン 車まで	4トン 車まで	5トン 車まで	6トン 車まで	8トン 車まで	10ト ン 車まで	12ト ン 車まで
30分ま でごとに	1,291 円	1,428 円	1,533 円	1,638 円	1,795 円	1,974 円	2,247 円	2,478 円	2,583 円

(消費税及び地方消費税の加算方法)

10. (1) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

(2) 前号により計算した金額に1円未満のは数が生じた場合は1円単位に四捨五入します。

(計算の順序)

11. 運賃及び料金の計算は、次の順序により行います。

- ① 使用車両及び時間又は運送距離による運賃の計算
- ② 割増率の適用の計算
- ③ 上下それぞれ10%幅の適用計算
- ④ 5. による運賃のは数処理
- ⑤ 料金
- ⑥ 実費の計算

(実費負担)

12. 次に定める荷役費用及び荷主の要求により要する費用は、実費として収受します。

- (1) 諸資材料（運搬料を含む）
- (2) 特殊荷役機械使用料
- (3) 有料道路利用料
- (4) 一時保管料

13. フェリーボート利用料（自動車航送船利用料）

(1) 実車キロが100キロメートル以内の運送（時間制運賃）であって、運送区間中にフェリーボートを利用して運送する場合は（4時間又は8時間の範囲内で終了する引越作業）には次の式により算出した金額を収受します。

使用車両の航送料（助手に係る旅客運賃を含む）×2

ただし、基礎作業時間（4時間又は8時間）を超えた場合は、超過時間に応じた時間加算額相当額を加算した実費を収受します。

(2) 実車キロが100キロメートルを超える運送（距離制運賃）であって、運送区間中にフェリーボートを利用して運送する場合には次の式により算出した金額を収受します。

{使用車両の航送料（助手に係る旅客運賃を含む）＋航送期間中の固定費  
（1時間当たり車両留置料相当額×航送所要時間）} × 2

（その他）

14. この運賃及び料金の適用に関して、この適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲で、当事者間の取り決め又は慣習によるものとします。

